

新型コロナウイルス感染症の影響について

令和2年12月8日
第54回 PFI推進委員会



内閣府 民間資金等活用事業推進室

PFI事業における新型コロナウイルス感染症に伴う影響に対する対応等について(通知)

- PFI事業を実施している民間事業者から、新型コロナウイルス感染症により損害や増加費用が発生し、事業運営に支障が生じている等の声があったところ。
- このようにPFI事業が新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事態に鑑み、PFI事業が適正かつ確実に実施されるために、国及び地方自治体に対して、内閣府から令和2年7月7日付で通知を発出。

【通知の概要】

- ①新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が「不可抗力」に該当するのかどうかに関し、新型コロナウイルス感染症の影響により、通常必要と認められる注意や予防方法を尽くしても事業運営に支障が生じるといえる場合は、基本的に「不可抗力」によるものと考えられるとする見解を示した。
- ②新型コロナウイルス感染症の拡大のような想定外の災害が生じた場合には、著しい事業環境の変化等により、これまでのリスク分担が著しく不適切になることが考えられることから、感染対策に要する増加費用の分担の在り方やサービスの要求水準等の見直しについて、PFI事業者と誠意をもって協議を行うよう要請。
- ③公共サービスの安定的・継続的な提供や地域経済のためには、PFI事業の継続的な運営が確保されることが重要と考えられることから、新型コロナウイルス感染症対策に関する各種補助金などを活用してPFI事業者に対して必要な支援を行うよう要請。

アンケート結果の概要(1)

○**調査対象**：関係省庁(内閣府、警察庁、11省およびそれらの所管する公共法人)・地方公共団体(1,788 団体)

○**調査期間**：令和2年8月11日～9月4日

○**実施中のPFI事業への影響について**

実施中のPFI事業において、事業者から協議の申入れがあった等、実質的な影響を受けた事業の件数は、138件(関係省庁18・地方120)であり、実施中のPFI事業全体に対する割合は、約23%となっている。

	影響を受けた事業	実施中の事業	実施中の事業に占める割合	事業類型別								
				サービス購入型			混合型			独立採算型		
関係省庁	18	(82)	22%	7	(55)	13%	2	(8)	25%	9	(19)	47%
地方公共団体	120	(530)	23%	76	(392)	19%	33	(108)	31%	11	(30)	37%
全体	138	(612)	23%	83	(447)	19%	35	(116)	30%	20	(49)	41%

※ () は実施中のPFI事業数

○**協議等の状況について**

影響のあった事業のうち、約9割が、「協議を実施した」、または「協議中」となっている。

	協議を実施した	協議中	今後実施予定	合計
関係省庁	8(44%)	7(39%)	3(17%)	18(100%)
地方公共団体	66(55%)	48(40%)	6(5%)	120(100%)
合計	74(54%)	55(40%)	9(6%)	138(100%)

アンケート結果の概要(2)

○協議等の内容について

- ・サービス購入型では、施設休館中や休校中の給食提供がなかった期間のサービス対価の算定等「サービス対価の見直し」についてが、最も多い。
- ・混合型では、施設の休業及び利用控えによる料金収入の減収等、「損失・損害の補填」や「サービス対価の見直し」についてが、多い。
- ・独立採算型では、工期延長等の「事業スケジュールの見直し」や、休業中の賃料の減免等、「損失・損害の補填」が、多い。

	サービス購入型	混合型	独立採算型	計
損失・損害の補填	16	18	4	38
増加費用の負担	12	9	2	23
サービス対価の見直し	39	13	0	52
運営権対価の見直し	0	0	1	1
サービス要求水準の見直し	9	5	0	14
事業スケジュール又は将来の投資計画の見直し	6	4	5	15
契約内容の明確化	13	1	1	15
施設の休業・開業の判断	9	4	2	15
その他	11	2	6	19
計	115	56	21	192

※複数回答を含む

(参考) 実施済の協議事例 (1/2)

○サービス購入型でサービス購入料について協議した事例 (給食センター)

事業類型 事業方式	協議内容	契約条項等	協議結果
サービス 購入型 (BTO)	<p>①3月～5月の臨時休校期間の学校給食運営・維持管理業務費の支払い</p> <p>②7、8月の夏季休業機関に実施した学校給食運営・維持管理業務費の支払い</p>	<p>・給食センターの維持管理・運営業務のサービス購入料の算定基準に基づく。</p> <p>・予定給食数(前月の10日までに提示)と実施給食数(提供日の2稼動日前までに通知)の差が-200食を超える場合、予定給食数から200食を減じた食数により変動料金を算定。</p> <p>・相当程度前までに、実施給食数の指示を行った場合の変更給食数の取扱いは事業者と協議。</p>	<p>・変動料金は、相当程度前に実施給食数の指示をおこなった場合の協議規定を適用。</p> <p>・事業休校期間中も従業員の待機手当等、費用が発生すること等を踏まえて以下のとおり設定。</p> <p>①3月～5月の臨時休校期間の変動料金は、<u>予定給食数-200食</u>で算定。</p> <p>②7、8月の変動料金は、<u>提供食数</u>に応じて算定。</p> <p>※休校中の給食停止期間の変動費を0食として支払わないとする事例もあり。</p>

○混合型事業で料金収入の損失部分について協議した事例 (スポーツ施設)

事業類型 事業方式	協議内容	契約条項等	協議結果
混合型 (BTO)	<p>①市主催事業(イベント)中止分の補填</p> <p>②利用者の利用控えによるキャンセルの場合の返金(市の意向による)の補填</p>	<p>・不可抗力の場合の業務要求水準の変更及び追加費用の負担についての協議規定</p> <p>(サービス購入料については、本施設の一部又は全部の営業を行わない場合でも、支払いを継続する規定となっている。)</p>	<p>不可抗力における協議規定を適用。</p> <p>①料金収入の損失のうち、光熱水費の発生しない部分は、対象外とし、その他の費用については、<u>昨年度ベース及び費用の積み上げ</u>により算定。</p> <p>②本来は、料金収入として見込まれており、<u>市の意向による返金</u>となるためキャンセルフィーは市負担とする。</p>

(参考) 実施済の協議事例 (2/2)

○建設期間中の工期延長及び増加費用について協議した事例 (複合施設)

事業類型 事業方式	協議内容	契約条項等	協議結果
独立 採算型 (BTO)	<p>施設建設中の工事について、工事現場における感染防止の為、</p> <p>①事業者側より工事一時停止および竣工時期延期</p> <p>②それに伴う工事費増加分負担に関する相談</p>	<p>・不可抗力による工事期間変更および施設整備費費用変更の定め(※)</p> <p>※増加費用が施設整備費総額の1%に相当する金額までは事業者の負担とし、これを超える額については市の負担とする</p>	<p>事業者からの申入れによる工期延長について、<u>不可抗力規定を適用。</u></p> <p>①竣工時期延期については緊急事態宣言に伴う工事中断として了承</p> <p>②竣工時期延期に伴う工事費増加については、左記の定めに基づき、施設整備費の1%未満であったことから事業者負担とした。</p>

○独立採算部分の賃料について協議した事例 (道の駅)

事業類型 事業方式	協議内容	契約条項等	協議結果
混合型 (BTO)	<p>①事業者からの申入れによる独立採算で実施する付帯事業(店舗)の営業時間短縮および臨時休業</p> <p>②事業者が管理者に支払う付帯事業の賃料の減額</p>	<p>①事業契約書の定めのない事項に関する協議の定め; 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、管理者及び事業者の間で誠実に協議の上、これを定めるものとする。</p> <p>②事業契約書及び賃貸借契約書より、賃料の定め; ・店舗の月間賃料(定額賃料)は、貸付期間に1か月未満の端数が生じた場合、日割計算とする。</p>	<p>①店舗の営業時間に関する事業者の要望について、<u>契約書に定めのない場合の協議規定を適用。</u> 近隣の道の駅の営業状況等も考慮し、自治体での感染拡大防止・従業員の安全確保の観点から、営業時間の短縮と臨時休業に関する事業者の要請について、管理者-事業者間で合意。</p> <p>②臨時休業期間における月額賃料は、<u>事業契約書等の規定を適用し、休業日数の日割り額を減額</u>することで合意 ※営業時間の短縮については、事業契約書等に規定がなく、賃料計算に影響しないものとして管理者-事業者間で合意。</p>

(参考) コンセッション事業におけるプロフィット・ロスシェア条項

コンセッション事業においては、運営権実施契約において、あらかじめ需要変動に応じた収入の増減の帰属および負担を事業者と公共側で分担する「プロフィット・ロスシェア条項」を導入することで、一時的な需要減による収入減に対応しうるリスク分担がなされている事例がある。

プロフィット・ロスシェア条項

収入目標額に対して実収入があらかじめ設定した一定割合を超えた場合は、追加的な収入分を発注者の帰属(プロフィットシェア)とし、また一定割合を下回った場合の追加的な赤字負担額は発注者が負担する(ロスシェア)ことを原則とすることで、稼働率向上のインセンティブを付与しながら、リスク負担の軽減も図る。

運営権実施契約条項の例

○需要変動に基づく料金収入の帰属及び負担

各運営権設定対象施設に係る各事業年度の実績料金収入の合計額が、当該各運営権設定対象施設に係る各事業年度の計画料金収入の合計額と比較して、増加し、又は減少した場合、当該増加し、又は減少した料金収入の帰属又は負担については、以下のとおりとする。

- ・6%以内の増加又は減少に止まる場合: 運営権者の帰属又は負担
- ・6%を超えて増加した場合: 6%以内の分は運営権者の帰属、6%を超える分は管理者の帰属
- ・6%を超えて減少した場合: 6%以内の分は運営権者の負担、6%を超える分は管理者の負担

アンケート結果及び協議事例のヒアリングを踏まえた今後の課題について

○現在事業実施中のPFI事業において、多くの事業で新型コロナウイルスの影響が出ており、事業者との協議に際しては、「影響を受けた期間のサービス購入料や損失・損害の算定」、「独立採算部分の対応」、「協議等の負担増」などが課題に上がっていた。

○協議を実施した事例では、契約書条項等に基づき実施しているものの、新型コロナウイルス感染症による影響を受けたとする範囲や、対象となるサービス購入料の算定や賃料の減額措置等については、管理者と事業者間との個別協議によることとなり、協議の結果、事業者へ十分な配慮がなされていない事例もあったところ。

- 給食センターにおいて学校給食休止にともなう変動料金部分のサービス購入料の支払いが案件により、支払い対象とする事例としない事例があるなど、長期的な事業継続の観点に基づく対応が課題ではないか。
- 管理者からの自粛要請により、営業時間を短縮した場合、契約書に該当する不可抗力の規定がないため、既存の規定に基づき対応した事例があり、事業の特性に応じた柔軟な対応が課題ではないか。



○新型コロナウイルス感染症による影響は、今後、長期化することも想定される。PFI事業の安定的・継続的な運営を確保し、PFI事業の導入促進を図る上で、PFI事業における新型コロナウイルス感染症の影響により生じる損害や増加費用の分担や、使用料等の減免や補償措置等について、適切かつ柔軟な対応が必要ではないか。

○今回のアンケート結果及び実施済みの協議の事例から見てきた課題や、今後行う協議事例の詳細な分析結果を踏まえ、必要に応じ、各種ガイドライン等の改定を検討してみてもどうか。